

# 2022年度事業計画

## ■基本方針

前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）の影響で本会の活動に一定の制限がある中、本会の目指す貧困撲滅、飲料水提供等の活動をコロナと共存しながら以下の各事業を通して実施する。

### 公Ⅰ事業（開発支援）

当事業は、安全な飲料水提供を目指した水供給事業を軸として、貧困層の子どもたちの生活向上を目指した支援事業、自助自立を目指した収入・雇用を生み出す貧困対策事業、自然環境保全と再生を目指す環境事業を推進する。住民参加で貧困から脱却する当事者意識を高め、自立を目指す体制を強化し、相互協力体制の基盤を強化する。人権を守り、人間らしい生活を保障すると共に持続可能な地域共同体の形成を目指す。

### 公Ⅱ事業（人材育成・国際交流）

当事業は、本会のネットワーク力を強化するため、アジア各地の文化・伝統を尊重しつつ、友の輪を上げ、地球運命共同体の形成に役立つ人材の育成と共助体制づくりを行う。人材交流育成事業を通して、次世代の人材の育成・指導に力を入れる。アジア等からの在留外国人との交流や支援活動を行い、相互理解の推進による多文化共生の社会構築を目指す。

### 公Ⅲ事業（災害等罹災者支援事業）

当事業は、長引くコロナ禍によるアジア各地域の生活困窮状況の改善支援を行うべく緊急支援を継続して実施する。失業者等の生活の立て直しや学校の子どもの感染防止対策や教育脱落がないように支援を行う。ネパール地震復興支援を引き続き行い、より防災に強い地域づくりを目指す。フィリピンでは、昨年12月の台風被災地へ復興支援を引き続き実施する。国内外で起こる災害に素早く対応できる体制を整備する。

### 公Ⅳ事業（国際理解・支援のための普及啓発活動）

当事業は、市民団体としての本会の基本活動である。より多くの市民が参加できる方策を立て、市民活動として人々の日々の暮らしに定着するボランティア活動を推進する。具体的には、会員を主体として、アジア各国の相互理解や在日アジア人との多文化共生プログラムを推進し、国際理解・青少年育成、在留外国人（主としてアジア）の支援・交流など多岐にわたる活動を進める。アジアからの留学生のネットワークを拡げて支援する活動も新たに展開する。広報の充実により新たな支援者、協力者を増やして、多くの人々が国際協力活動に関わるようにする。

## 運営管理

総会、理事会、臨時理事会をはじめ、理事会常置委員会として総務財務委員会の他、公Ⅰ、公Ⅱ、公Ⅲの各委員会、公Ⅳには1. 広報企画、2. 会員拡大・地域広報活動、3. 企画事業、4. 国際理解・文化事業、5. SDGs活動、6. 青少年育成推進の各活動に関する小委員会を設けて、その活動の裾野を広げている。また特別委員会（政策審議、経営企画戦略）は、本会の理念の活動推進のために必要な視点や方策を現在の社会の動きに合わせて検討し、広報戦略や会員増強戦略などによる活動の強化により、社会へ貢献できる事業の推進を図る。また常任理事業務連絡会を年4回開催する。

## 1. 公益目的事業Ⅰ 開発支援事業

当事業の基本目的は、飲料水供給事業を軸に、生活改善・改革の一環として、地域の自立と生活困窮から抜け出すことである。地域開発支援として以下の活動を通し、現地の人々の参加促進、特に取り残されがちである辺境地や少数民族、基礎教育を受けられない人々に対して支援と活動を実施する。

### A. 水事業 —安全な飲料水供給を目指した井戸建設支援事業—

安全な水、安全に管理された水を得ることができない地域に対して、生命の水を確保するために井戸

及び水道パイプラインを設置し、生活基盤づくりの一步として健康と衛生の確保を行う。特に人間の生命維持に必要な最低水量15ℓ（1日当たり）以下の状況の改善と安全な水の管理は必須である。人権が尊重され水の確保から生活の自立へ繋げることを目指す生活改善の次なるステップへの移行に繋げる。

1) 井戸・飲料水供給 以下の各国の必要地域に計74基の井戸・水道パイプラインの設置を実施する。

インド	9基
カンボジア	15基
スリランカ	10基
ネパール	23基
バングラデシュ	5基
フィリピン	12基
合 計	74基

## B. 子ども事業 一貧困層の子どもたちの生活向上を目指した各種支援事業一

教育を受けることは子どもたちの権利である。子どもたちの人格をつくり、その夢の実現に向かって進んでいくために必要不可欠である。一方、近年様々な分野で見られる富める者と貧しき者の格差は教育の分野でも見られ、その是正が大きな課題になっている。就学サポート、教育環境の改善、教育の質の充実により格差の是正を目指す。学びは地域に貢献できる人材の育成に繋がる。

1) 初等教育普及・向上事業（教育里親制度）

貧困地域の子どもたちが、就学により基本的な知識を得て、個人の能力を伸ばすことで、将来に繋がる自立力を身につけるための支援を行う。教育の質の改善を図り、高等学校までの就学達成を目標に親子双方の啓発指導により途中離学（退学）率の低下を目指す。里子の支援目標数は以下の通り。

	新規里子(人)	里子目標総数(人)
インドーパダトラ小学校	45	75
コスモニケタン学園	10	80
SSH	7	15
チャイルドアカデミー	10	50
カンボジア	10	60
ネパール	15	150
バングラデシュ	20	65
フィリピン	5	30
合 計	122人	525 人

2) 教育設備・環境整備

(1) 学校建設

・ラオス ポンサーリー県の中学校の寮建設1棟を行い、遠方の子どもたちが中等教育を受けられるよう環境を整える。

ネパール、ナワルプール郡の教育環境の改善が必要な学校に対して、校舎1棟の建設を行う。

(2) 教育環境設備

・バングラデシュ ジャマルプール県、ネトロコナ県内の学校10校の老朽化したトイレの再建を行う。手洗い指導等の衛生教育を実施し、子どもたちの衛生状況を改善する。

3) HIV/AIDS子ども感染予防（HIV/AIDS支援）

・インド タミルナードゥ州ディンディガル県 貧困層の家族が、HIV/AIDS感染により子どもたちへ大きなしわ寄せが出ている問題に対し、適切な医療措置と栄養指導の支援を行い、感染

予防プログラムや就学支援を行う。

#### 4) 栄養改善とストリート及びスラムの子どもたちの保護・教育支援

##### (1) 栄養改善・学校給食支援

・ネパール ガンダギ州ナワルプール郡 低所得者の子どもが多く通うスリーサンティ小学校の子どもたち200名に、学校給食による栄養改善を実施する。農村地域の食生活を改善するため栄養士育成プログラムの一環として、3名を日本に招いて栄養士に養成する事業を実施する。これにより子どもたちの健全な発育を促進する。

##### (2) ストリート及びスラムの子どもたち支援

・インド ナグプール市 スラムの子どもたちが集う場であるチャイルドアカデミーを拠点として、課外教育支援、それに必要な教材支援を行うことで就学の継続を図る。  
・フィリピン マニラ市 コロナ禍で路上に戻らざるを得ないスラム地区に住む子どもたちの就学継続を目指し、教材や学用品の支援、補習授業や保護者に対する衛生環境・生活習慣改善プログラムを行う。

#### C. 貧困対策事業 — 自助自立を目指した 収入・雇用を生み出す諸プログラムの推進及び指導 —

農村地域で小規模産業や農業を中心とした雇用を作り出す活動により、貧困からの脱却と持続可能な地域づくりに取り組む。医療が整っていない地域に住民の健康が守られることを目指して下記の事業を実施する。

##### 1) 小規模産業育成支援・職業訓練

###### (1) 小規模産業育成支援

農村地域の産業を確保して所得を向上させ自立発展を目指すために、下記の事業を実施する。

・ネパール シンドゥパルチョーク郡で農業基盤づくりのために農業大学の奨学生支援(1名)を行う。農業組合への技術指導により20地域で作物の有機栽培ができる人材を育成する。  
・カンボジア タケオ州の小規模零細事業への資金提供により農村世帯の所得向上を目指す。  
・フィリピン ソルソゴン州の有機農業を支援し、マングローブの植林を保全する。

###### (2) 職業訓練

・インド マハラシュトラ州 女性の雇用促進による収入の安定や生活の自立を目指した縫製技術の職業訓練を50名に実施する。  
・フィリピン アンティーク州 障がい児童及び卒業生の自立を目指すための職業訓練を行い、必要な資材を提供する。

##### 2) 保健衛生指導・医療支援

医療環境が不十分な農村地域の人々が最低限度の医療と保健衛生環境を守るために、以下の事業を実施する。

・インド マハラシュトラ州 ムスカ村で地域唯一の診療所の医療基盤体制を強化し運営を維持するための支援を行い、自立運営に繋げる。  
・ネパール バグマティ県農村部に住む女子学生の健全な育成と生活を守るために布ナプキン配布や制作技術指導を女性グループに行う。合わせて性教育を実施し、様々な問題改善に繋げる。

#### D. 環境事業 — 自然環境保全、及び再生に必要な諸活動の支援 —

地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出は、発展するアジア社会の大きな課題である。生態系の喪失は貧困対策にも繋がっている。変わりゆく暮らしの中、環境に対しての知見を持ち、自然保全に注力した地域づくりが必須である。植林による緑化活動、環境保全の啓発により、持続可能な地域づくりを各地で実施する。環境教育等により、気温上昇への歯止めや日常生活の行動に対する意識変化を促し、下記の事業を実施する。

##### 1) 植林、水源涵養林養育支援

### (1) 植林

- ・ネパール ガンダギ州ナワルプール郡 地域住民や地域森林組合を通して、果樹の植林による村起こしを目指し、300本の果樹を植える。
- ・ネパール シンドゥパルチョーク郡 学校及び地域の緑化活動により子どもたちへの環境活動の推進と、コーヒー植林（500本、育苗10,000本、日蔭樹植林500本）による地域環境整備と地域産業の創出を目指す。
- ・バングラデシュ ボリシャル県 学校の緑化による環境づくりと共に子どもたちの環境活動を強化し、知識向上を図るため、4校にて4,000本の植林と環境教育を実施する。
- ・フィリピン ヌエバエシハ州、アンティーク州 焼き畑や薪の伐採による木々の減少が土砂崩れ等の原因となっている。水源の森や防災・生活支援のための植林を実施する。
- ・スリランカ アンパーラ県、ポロンナルワ県 乾燥地域が拡大してきている村で森を保持・再生するための植林を実施。住民とともに持続可能な地域環境保全に取り組む。

### 2) 環境改善・市民による環境保全活動（国際グリーンスカウト運動）

#### (1) 国際グリーンスカウト運動普及啓発支援

- ・ネパール、インド、スリランカ、フィリピン、インドネシア 本会主導の国際緑化推進活動（グリーンスカウト運動）の普及・啓発に努める。

#### (2) 環境保全・環境教育

- ・ネパール シンドゥパルチョーク郡 地域の環境を守り地域に貢献できる子どもの育成と、ゴミ対策の活動を推進する。そのための住民組織をつくり、人材育成を行う。
- ・フィリピン ソルソゴン 止むを得ず海や川、森にゴミが散乱している地域で環境教育及びごみの分別と、プラスチックごみ回収や生ごみ堆肥化等のリサイクルの仕組みをつくり、環境を改善する。

### 3) 再生可能エネルギー資源活用支援事業

- ・ネパール シンドゥパルチョーク郡 家畜の糞を活用した薪の代替エネルギー装置であるバイオガスプラントを設置し、森林伐採とCO<sub>2</sub>排出軽減によるエコロジカルな循環型生活の普及を図る。

### E. ワークキャンプ

海外の活動などを体験するワークキャンプはCOVID-19の感染状況などを考えて実施するかどうかを決める。

## 2. 公益目的事業Ⅱ 国際交流事業

国際交流事業では、本会のネットワークの強化を目指す。次世代の人材育成とネットワークづくりに力を入れる。変化するアジア社会の中で、同じ立場で、お互いの国の課題を共に解決し、共に支援していく体制が必要である。当事業は、「友情と信頼」に基づくより人間らしい社会の創造を目指し、共に課題を解決し合えるネットワークを強化する。コロナの影響により大きなダメージを受けている中、ネットワーク力により共に支え合い未来に向けて以下の活動を実施する。

### A. 人材交流・育成事業

地域の資源を活かして課題を解決できる人材を育成するために下記の事業を実施する。

#### 1) 奨学金支援

現地提携先の要請に基づき、AFSネットワークを支える次世代のリーダー養成のための奨学金を支援する。

#### 2) 人材育成事業

##### (1) アジア・ユースサミット (AYS)

国際社会に活躍できるアジアのリーダーの育成とリーダー間のネットワークの構築を目指して2023

年度の第8回アジア・ユースサミットに向けての準備を行う。

## B. ネットワーク推進事業

これまでの歩みの中で培ってきた人的ネットワークを基盤に、これからのAsian Friendship Society (AFS) を担う人材を中心として、アジア社会の課題解決方法を考えて実践し、経済的基盤の確保ができる人材の育成とそのネットワークをつくる。

### 1) 国際会議

#### (1) アジア国際ネットワークセミナー

今年度はコロナ禍のため通常のネットワークセミナーの開催は実施できないため、オンラインによる会議を開催し、情報交換と課題解決に向けた議論を行う。

#### (2) 国際ネットワーク機能強化事業

国際ネットワークの機能強化を図るため、各地に国際ネットワーク事業調整機関 (AFS/ICO ※) として現地協力スタッフを配置し、ネットワーク活動に関する広報・啓発、情報共有などを行う。※International Coordinating Office

#### (3) アジア・フレンドシップ夢基金

アジア各国の現地提携団体と連携して、国際共同資金「アジア・フレンドシップ夢基金」の推進強化を行う。

#### (4) アジア・フレンドシップ財団

アジア各国の異業種を集め、様々なチャリティ企画を実施しながら、支援を必要としている地域や国々のネットワーク体制の強化を図る。

### 2) 国際体験交流 (スタディツアー等)

本会のアジア各地の抱える課題や活動を学び、現地の人たちと交流を深めるためのスタディツアーを実施する。COVID-19 感染の影響により、中止を余儀なくされているが本年度も引き続き感染状況などを考慮して実施するかどうかを決める。

## 3. 公益目的事業Ⅲ 災害・紛争の罹災者に対する生活支援事業

国内及びアジア地域の災害 (地震、台風など) からの復興支援事業に引き続き取り組む。被災地との継続的交流を行い、災害記憶の風化を防ぐ。今年度より被災時に対応できる体制づくりと必要な支援が出来るよう運営面を改善する。

### A. 災害等罹災者支援事業

#### 1) ネパール中部地震災害復興支援

2015年4月におきた、ネパール中部大地震の被災地の復興と持続可能な地域づくりを目指した活動をシンドゥパルチョーク郡インドラワティ村にて引き続き実施する。地域の水インフラ設置により地震後の安定した生活基盤確保と災害に強い地域づくりを目指す。

#### 2) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策支援

コロナ感染により、アジア諸国は経済的なダメージが大きい。これら開発途上国では行政からのサポートが少なく、生活困窮者が増加し、日々の生活へのダメージが大きい。閉校と再開を繰り返す学校や教育機関の子どもたちが安全に就学できるための支援が必須である。人々がコロナの悪影響から生活を立て直すための支援を実施する。

#### 3) フィリピン台風支援

2020年12月にフィリピンを襲った台風大きな被害を受けた被災者の生活復興支援を行う。

#### 4) 災害における緊急支援対応活動

(1) 災害発生時初動対応活動

災害発生時の初動調査と素早い対応ができる体制づくりのために、今年度は100万円の資金確保と人材の育成、チームづくりを実施する。

(2) その他の地域

必要に応じて、これまでの被災地の復興を見守る活動を行う。

4. 公益目的事業Ⅳ 普及啓発事業

本会の活動を理解し共に活動する仲間を増やし、市民社会においてボランティア活動のさらなる推進を図るために、アジアの様々な社会的課題を共に解決し合える人びとを増やす。また毎年増加傾向にある在留外国人（主としてアジア人）への支援・交流等を通して、アジアからの留学生のネットワークも広げ、多文化共生社会を目指した相互理解へ繋げていく。広報の充実により新たな支援者、協力者の増加を図り、多くの人々が国際協力活動に関わる可能性を広げていく。加えて企業、労働組合、国際交流機関、教育機関、在日外国人など、様々なセクターで活躍する賛同者の参加のもと、それぞれの特性を活かした活動の普及・実践と資金面の強化を行う。青少年の自然体験活動、地域における環境保全活動を通して、脱炭素社会へ向けた地球環境や社会的課題について考え、行動できる次世代の人材を育成するために以下の事業を実施する。

A. 地域広報活動事業

幅広い年齢層を対象に、国際協力、国際理解などのプログラムや講座を実施し、理解者、賛同者の輪を広げるために下記の事業を実施する。

1) 本部活動

市民による国際協力活動を広めるために事務局を中心に各種の事業を実施する。

(1) JAFSチャリティプログラム

本会の支援事業資金調達のため、多くの文化団体等の参加により、住道チャリティバザール等、各種チャリティ交流プログラムやイベント、コンサートなどを行う。

(2) アジアン・チャリティフェスティバル

多文化共生事業の一環として、在日のアジア系市民・留学生との交流をねらいとする「第7回アジアン・チャリティフェスティバル」を12月に開催する。

(3) 国際理解教育講座の推進

日本国内の小学校、中学校、高校、大学、企業などに本会の職員を派遣し、アジアの文化理解と貧困問題に関する国際理解教育講座およびセミナーを実施する。また本会の活動を紹介する語り部の育成を行う。

(4) 国際協力ボランティア啓発活動

本会の海外における事業の報告会や、世界・アジアについての勉強会の実施を通して、支援事業の協力者と理解者を増やし、より多くの人々が仲間として活動参加できる機会を設ける。

(5) アジア文化理解講座

多文化共生社会の実現に必要なプログラムを企画し、日本に住むアジアの人々と共に異文化理解講座をいくつかの拠点で実施し、国毎の交流活動を推進する。

(6) JAFSアジア市民大学

アジア理解と会員拡大の一環として、今年度はアカデミックな内容に国際協力等の学際的な分野も加え、第4期「JAFSアジア市民大学」を9月～23年3月の期間、合計12回開催する。

(7) 日本語スピーチコンテスト

留学生との交流・相互理解の一環として第3回「日本語スピーチコンテスト」や留学生との交流会を実施する。

(8) SDGs理解と活動推進

当会の活動をSDGsの視点からさらに理解し深めていくために、SDGs関連のセミナーや関連する様々な活動を実施する。

### (9) 研修生、実習生受入れプログラム

インターシップ制度により、大学機関から研修生、実習生を受け入れ、NGO 活動や当会の活動について理解を深めて参加する機会を提供する。

### (10) 関連プログラム/他団体協力及び他セクターとの協働

「持続可能な開発目標-以下 SDGs」の達成を共通目標とし、他機関で実施している国際協力および SDGs に関するプログラム（ワンワールドフェスティバル、ワンフェス for Youth など）に協力・参加する。

関西 NGO 協議会（KNC）や国際協力 NGO センター（JANIC）、関西国際交流団体協議会等の NGO ネットワーク組織へ引き続き加入し、日本国内及び関西地域における市民活動の発展に寄与する。NGO-外務省定期協議会、NGO-JICA 定期協議会、日本環境法律家連盟（JELF）、ジャパン・プラットフォーム（JPF）等のネットワークへ引き続き参加する。

### (11) 調査・研究プログラム

本会プロジェクトの評価資料の作成とアジアに関する情報・調査資料の収集を進める。

## 2) 地区活動

日本国内の各地域にて本会の活動の普及啓発を担う地区協力スタッフ・地区世話人とともに下記の活動を行うことで、支援の輪、活動の輪を広げる。

日本国内各地域の地区協力スタッフ・地区世話人を中心に、本会事業の啓発を進めるとともに、在日のアジア系市民や留学生との文化理解と共生を目的とした地区活動を推進する。各地区で「ぞうすい＝贈水の会」「ウォーカーソン＝チャリティウォーク」「チャリティパーティ」その他各種の催しを実施する。

## 3) 広報

インターネットや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など急速な浸透に伴い、情報発信や交流が進化を遂げている。それらも十分に活用しながら本会の活動を幅広く発信する。機関誌やホームページ、SNS などを通して、本会の活動への理解を深めてもらい、より多くの人々に本会の活動に参加してもらおう。

### (1) アジアネット

本会の活動報告と PR のための機関誌「アジアネット」を年 4 回発行する。部数は 4,300 部程度。コロナ禍がアジアでも猛威を奮って貧困層を直撃している現状を踏まえ、コロナ禍が終息するまではコロナ特集記事を組んで支援を呼びかける。

### (2) ホームページ/SNS

ホームページやフェイスブック・インスタグラムなどの SNS を通して、本会の活動やチャリティイベントなどの広報や案内、アジア文化の紹介を広く行い、参加者の増加とコスト軽減を目指す。

## 4) プロジェクト支援（支援会・ファミリーグループ）

支援会およびファミリーグループの自主活動を通して、本会の開発支援事業を支え協力の輪を広げる。

## 5) 提携市民活動

### 関西ナショナル・トラスト協会

大阪府内と京都府南丹市美山町において、地域住民と持続可能な社会を目指し、歴史的建造物の保存や活用から、これからの日本や地球の未来をみんなで考え、提案し行動する。

## B. 環境保全・啓発教育事業（国際グリーンスカウト活動）

自然体験を通して、生命の大切さ、人と人との繋がり的重要性を理解し、国際協力や環境保全を実践できる青少年を育成する。そして、国内外にてその環境活動を実践できる場づくりを行うために下記の事業を実施する。

### （1）土と水と緑の学校

2022年8月に第37回土と水と緑の学校を和歌山県新宮市高田にて開催する。

### （2）国際グリーンスカウト国内活動

国際グリーンスカウト（大阪、吹田）で環境保全のプログラムを実施する。他地域のグリーンスカウト活動を推進する。プラスチックごみを始めとするごみ問題が大きな問題になっている状況を踏まえ、フィリピン、インドネシアなどのアジアの海辺と大阪や東京の海岸で同時にごみを回収する「ブルーオーシャンレンジャー活動」を行う。

## 5. 運営管理

公益法人化以降取り組んできたガバナンス・コンプライアンスルールを維持、強化し、より一層の組織基盤の強化と経営の透明化をめざすために、運営審理機関である社員総会、理事会が中心となり、以下を執行する。

### <2022年度活動体制>

- ・総会 年一回（6月 第2土曜日）
- ・理事会 通常理事会 年4回（5月、9月、12月、3月）、臨時理事会（適宜）
- ・理事会各常置委員会
  1. 総務財務委員会（8月を除く毎月）
  2. 以下の常置委員会を随時必要に応じて開催する。
    - 公Ⅰ（開発支援事業）委員会
    - 公Ⅱ（国際交流事業）委員会
    - 公Ⅲ（災害罹災者に対する生活支援）委員会
    - 公Ⅳ-1小委員会 広報企画委員会
    - 公Ⅳ-2小委員会 会員拡大・地域広報活動委員会
    - 公Ⅳ-3小委員会 企画事業委員会
    - 公Ⅳ-4小委員会 国際理解・文化事業委員会
    - 公Ⅳ-5小委員会 SDGs活動委員会
    - 公Ⅳ-6小委員会 青少年育成推進委員会
  3. 以下の特別委員会
    - 第1小委員会 政策審議委員会
    - 第2小委員会 経営企画戦略委員会
  4. 常任理事業務連絡会（4月、7月、10月、1月）
- ・地区世話人会 各地区において随時開催
- ・事務局（業務日、原則、日曜祝日を除く毎日）

理事会各常置委員会において、ガバナンスの強化を図るための内部管理活動をこれまで通り実施し、諸規定・規則の整備強化を行う。

## 6. 会員目標

会員目標 2, 100

<内訳>

- |            |     |
|------------|-----|
| 1. 正会員（社員） | 210 |
| 2. 賛助会員    |     |
| A) 維持会員    | 780 |
| B) 賛助会員    | 855 |
| C) 団体会員    | 25  |
| D) 法人賛助    | 100 |
| E) ジュニア    | 130 |